

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する  
指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（案）について

厚生労働省職業能力開発局

1. 改正の趣旨

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）については、第192回国会において成立し、平成28年11月28日に公布されたところである。

今般、技能実習法の施行に伴い、技能検定の等級区分について見直しを行うもの。

2. 改正内容

技能実習法の施行に伴い、技能検定制度を効率的に運用する観点から技能検定の等級区分について見直しを行い、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成14年厚生労働省令第77号）に規定する基礎1級と基礎2級を統合し、基礎級とする。

3. 根拠条文

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第2項、第45条、第46条第2項、第47条第1項並びに第49条

4. 施行期日

技能実習法の施行の日